

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 交 通 局

ページ

- 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する
規程【交通局総務経営課】

2

北九州市交通局管理規程第 9 号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 1 0 月 2 3 日

北九州市交通局長 池 上 修

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（昭和 3 9 年北九州市交通局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 1 の 2 を次のように改める。

別表第 3 及び別表第 3 の 2 を次のように改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年10月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前にこの規程による改正前の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（以下「旧規程」という。）の規定により発売された乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、この規程による改正後の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の規定により発売されたものとみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行前に旧規程の規定により発売された乗車券の取扱いに関しては、別に管理者が定める。